



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*42 和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則
(会計課)..... 1

規 則

和歌山県規則第42号

和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「及び第2項」を「及び第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項に次の1号を加える。

(4) 施行令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書入手するための手段に関すること。

第2条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により当該請求を行った者に通知しなければならない。

第3条第1項中「うち」の次に「最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合における当該」を加える。

第8条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。